

森林整備保全事業 I C T活用工事（擁壁工）試行積算要領

第1 適用範囲

本要領は、3次元設計データを活用した擁壁工（以下、「擁壁工（I C T）」という。）に適用する。

第2 適用工種

- ・擁壁工
- ・土留工

第3 3次元起工測量及び3次元設計データの作成にかかる経費

3次元起工測量及び3次元設計データの作成経費を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、見積り等を活用し必要額を適正に積み上げるものとする。

第4 3次元出来形管理・3次元データの納品及び外注経費等にかかる経費

- 1 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、擁壁工（I C T）と同時に実施するI C T活用工事（土工）等において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、擁壁工（I C T）において、以下の①から⑤による出来形管理を行う場合の経費であり、それ以外のI C T活用工事（擁壁工）実施要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

- ①空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ②地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ③無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ④地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ⑤上記①～④に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

2 費用計上に当たっての留意事項

- (1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が、1で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。
- (2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。